

# 平成23年12月税制改正 主要項目のピックアップ

**平** 成23年度税制改正は、6月30日公布の一次改正、12月2日公布の二次改正により、一段落しました。

**改** 正に至らなかったものとして、給与所得控除・特定支出控除の見直し、短期役員退職金の2分の1課税廃止、成年扶養控除の縮減、相続税基礎控除・税率・死亡保険金・未成年者控除等の見直し、贈与税税率・相続時精算課税対象の見直し、があります。

**12** 月公布された改正税法のうち、多くの人に関係するものを、震災特例に係るものを除き、拾って見ます。

**1** **200%定率法** 250%定率法が平成24年4月以後取得資産からは、原則として200%定率法になります。

**2** **法人税率の引き下げ**  
一般の法人税率は30%から25.5%へ4.5%引き下げ、中小法人に対する軽減税率は18%から15%へ3%引き下げられます。

**3** **欠損金繰越控除の制限**  
欠損金の控除限度額は所得金額の8割となり、繰越期間は9年(現行7年)に延長となります。ただし、資本金1億円以下の中小法人等についてはこの制限対象外です。

**4** **寄附金の法人税見直し**  
一般寄附金の損金算入限度額は、資本金等の額の1000分の2.5と所得の金額の100分の2.5との合計額の4分の1(現行2分の1)に引き下げられます。

その上で、その縮減額と同

額が特定公益増進法人等に対する寄附金損金算入限度額の拡充とされます。

**5** **税務調査手続の見直し**  
税務調査における日時・場所・目的・税目・期間・対象物件などについての事前通知が原則義務化されるとともに、事前通知しない場合の例外についても明文化される等、税務調査関連の手続き法定化が推進されました。

**6** **当初申告要件の廃止**  
償却費・引当金以外について当初申告額を限度とするという規定が廃止されました。

**7** **更正期間等の見直し**  
減額更正の請求の期間(現行1年)、増額更正の期間(現行原則3年)が共に原則5年に延長されます。

**8** **処分の理由附記** 全ての処分について理由附記が実施されます。ただし、個人の白色申告者に限っては、記帳・帳簿等保存が前提です。

「訂正」1月号、会社が支払った保険料の経済的利益の項で、役員等のみを被保険者とする場合の保険料は、養老保険の③では二分の一、定期保険の②では全額が給与等となり課税対象となりますので、訂正いたします。所得税の確定申告は3月15日まで。納税者も税理士も税務署も大忙しです。「目に春はあり身に春はまだ添はず 汀子」5日啓蟄、20日春分。



森の分かれ道では  
人の通らぬ道を選ぼう。  
すべてが変わる。  
(アメリカの詩人 フロスト)

## 3月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○2月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	12日	○2月分個人住民税特別徴収分の納付	
○23年分の所得税確定申告	15日	○23年分の個人住民税・事業税の申告(所得税確定申告者は申告不要)	
○23年分の贈与税申告	"		
○青色申告の承認申請(それに伴う専従者給与等の提出)	"		
○23年分の個人事業者の消費税申告	4月2日	○1月決算法人の確定申告	
○1月決算法人の確定申告	"	○7月決算法人の中間(予定)申告	
○7月決算法人の中間(予定)申告	"		

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。